

議案第65号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月31日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 放課後児童支援員の要件のうち、教諭となる資格を有する者の規定について、教育職員免許法に規定する免許状を取得した者は対象となることを明確化する。
- (2) 放課後児童支援員の要件について、高等学校卒業者等でない者も放課後児童支援員となることができるよう規定を追加する。

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め</u> <u>たもの</u> 4・5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、</u> <u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を</u> <u>有する者</u> (5)～(9) 略 4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。